

第8次鳥取市総合計画「実施計画」

事業名	はり・きゅう・マッサージ施術助成事業
-----	--------------------

会計区分	一般会計	実施主体	市
根拠法令等	鳥取市高齢者はり・きゅう・マッサージ施術費助成事業実施要綱		
ソフト・ハードの区分	ハード <input type="checkbox"/>	ソフト <input checked="" type="checkbox"/>	実施(補助)期間 自 <input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> ～ 至 <input type="checkbox"/>

担当部	福祉保健部	担当課	保険年金課
担当係	後期高齢者医療係	内線	4391
関係課		課No.	35030

総合計画			
基本計画	章名	第2章 自然と社会が調和した環境づくりと安心でいきいきとした暮らしづくり	
	節名	第2節 安心でいきいきとした暮らしづくり	
	細節名	第1 地域福祉と社会保障の充実	
	施策名	②国民健康保険の健全運営	該当ページ
夢があり誇りのもてる20万都市づくりビジョン			
事業区分	新規 <input type="checkbox"/>	継続 <input checked="" type="checkbox"/>	施策No. 22-01-02

【事務事業・第8次総合計画進捗管理】

事業の目的	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	備考	注意事項
	事業内容	事業内容	事業内容	事業内容		
高齢者の健康増進を図る。	・はり・きゅう・マッサージ施術費の助成 (老人医療対象者で所得税及び住民税非課税者に対して、1回1,000円(年12回を限度))	・はり・きゅう・マッサージ施術費の助成 (所得税及び市民税が非課税で、70歳以上の者または65歳以上で後期高齢者医療制度の被保険者に対して、1回1,000円(年12回を限度))	・はり・きゅう・マッサージ施術費の助成 (所得税及び市民税が非課税で、70歳以上の者または65歳以上で後期高齢者医療制度の被保険者に対して、1回1,000円(年12回を限度))	・はり・きゅう・マッサージ施術費の助成 (所得税及び市民税が非課税で、70歳以上の者または65歳以上で後期高齢者医療制度の被保険者に対して、1回1,000円(年12回を限度))		(注1) 事業内容は、①緊急性、②地域の実情、③効果、④熟度、⑤有利財源の確保の観点により、毎年ローリング(見直し)する中で変更していくことがあります。 (注2) 事業費(財源内訳)は、社会経済情勢の推移や行財政改革の推進、中長期的な財政事情などにより、毎年ローリングする中で見直しを行い、当該年度の予算編成で精査することとなります。
事業の概要	はり・きゅう・マッサージ施術費の助成(所得税及び市民税非課税者)					
事業の対象者(交付先)	所得税及び市民税が非課税で、70歳以上の者または65歳以上で後期高齢者医療制度の被保険者					
事業費(百万円)	H19決算額	H20決算額	H21決算額	H22予算額	H19～H22合計	
※百万円未満の事業費は、百万円に切り上げています。	4	5	5	5	19	
財源内訳(インプット)	一般財源	4	3	2	2	11
	国庫支出金					
	県支出金					
	起債()					
	その他()		2	3	3	8